

nanairo partner

こども基本法

サービス紹介資料 | 社会保険労務士法人なないろパートナー



こども基本法とは

概要

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。



基本理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- ①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- ④年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのため最もよいことが優先して考えられること
- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

児童の権利に関する条約

この条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。18歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

児童の権利に関する条約

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



代表プロフィール



nanairo partner

代表 安藤 優作 あんどうゆうさく

経歴 社会保険労務士、AFP2級、宅地建物取引士

趣味 ウォーキング・ワイン

ご挨拶 ご覧いただきありがとうございます。
役立つ発信をしていきますので、
よろしくお願いいたします！



 なないろパートナー